

定 款

2024年6月15日改正

岐阜県大垣市久徳町100番地

太平洋互業株式会社

定 款

第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、太平洋工業株式会社と称し、英文では PACIFIC INDUSTRIAL CO., LTD. と表示する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 自動車、産業車両、船舶、航空機およびその他輸送用機械器具に関する部品の開発・製造ならびに販売
- (2) 電子・電気機械器具およびその部品の開発・製造ならびに販売
- (3) 金型および治具の開発・製造ならびに販売
- (4) 計量器の開発・製造ならびに販売
- (5) 金属・ゴム・合成樹脂製品の開発・製造ならびに販売
- (6) 事務用機器の開発・製造ならびに販売
- (7) 不動産の売買、賃貸借ならびに仲介および管理
- (8) 情報処理・情報通信・情報提供に関するサービスおよびソフトウェアの開発・販売ならびにそれに関連する機器・システムの製造・販売・賃貸・修理
- (9) 損害保険の代理業務および生命保険の募集に関する業務
- (10) 労働者の派遣業務
- (11) その他前各号に関連付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を大垣市に置く。

(公告方法)

第 4 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、中部経済新聞および日本経済新聞に掲載しておこなう。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社の発行可能株式総数は、90,000,000 株とする。

(単元株式数)

第 6 条 当社の 1 単元の株式数は、100 株とする。

(単元未満株主の売渡請求)

第7条 当社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すこと（以下「買増し」という。）を請求することができる。

(単元未満株主の権利制限)

第8条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 前条に規定する単元未満株式の買増しを請求することができる権利

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。
- ③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第10条 当社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱いならびに手数料は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会で定める「株式取扱規程」による。

(基準日)

第11条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- ② 前項にかかわらず、必要があるときは、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 当社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

- ② 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。ただし、取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序にしたがい、他の取締役がこれを招集する。

(議長)

第13条 株主総会においては、取締役社長が議長となる。ただし、取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序にしたがい、他の取締役がこれにあたる。

(電子提供措置等)

第14条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議)

第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもっておこなう。

- ② 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもっておこなう。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は、代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(取締役会)

第17条 当社は取締役会を置く。

- ② 取締役会の招集は、各取締役に対し会日より2日前までに、その通知を発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合には、短縮することができる。
- ③ 前項のほか、取締役会の運営については、取締役会で定める取締役会規程による。

(重要な業務執行の決定の委任)

第18条 当社は、会社法第399条の13第6項の定めるところに従い、取締役会の決議をもって、同条第5項各号に掲げる事項以外の重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(員数および選任)

第 19 条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は 8 名以内、監査等委員である取締役は、5 名以内とし、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。

- ② 取締役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもっておこなう。
- ③ 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(任期)

第 20 条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- ③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
- ④ 会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠の監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役)

第 21 条 当社を代表する取締役は 3 名以内とし、取締役会の決議によって当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から選定する。

- ② 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

(役付取締役)

第 22 条 取締役会の決議によって、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、取締役会長 1 名、取締役副会長 1 名、取締役社長 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(決議)

第 23 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもっておこなう。

(名誉会長および相談役)

第 24 条 当社は、取締役会の決議により、名誉会長および相談役をおくことができる。

- ② 名誉会長および相談役は、取締役会に出席して意見を述べることができる。

(取締役会の決議の省略)

第 25 条 当社は取締役会の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(報酬等)

第 26 条 当社の取締役の報酬等は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 27 条 当社は、会社法第 4 2 6 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む）の会社法第 4 2 3 条第 1 項の賠償責任を法令の限度において免除することができる。

(社外取締役の責任免除)

第 28 条 当社は社外取締役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金 200 万円以上であらかじめ定められた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第 5 章 監査等委員会

(監査等委員会の設置)

第 29 条 当社は監査等委員会を置く。

(常勤の監査等委員)

第 30 条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集手続)

第 31 条 監査等委員会の招集は、各監査等委員に対し会日の 2 日前までに、その通知を發するものとする。ただし、緊急の必要がある場合には、これを短縮することができる。

- ② 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の権限)

第 32 条 監査等委員会は、法令に定めのある事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。

(監査等委員会の決議方法)

第 33 条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。

(監査等委員会規定)

第 34 条 監査等委員会に関する事項については、法令または定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第 35 条 当社は会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第 36 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 37 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 38 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 39 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 40 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令の別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第 41 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

- ② 当社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。
- ③ 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(除斥期間)

第 42 条 期末配当金および中間配当金は、支払開始の日より満 3 年を経過してもなお受領されない場合は、当社はその支払の義務を免れる。

- ② 未払の期末配当金および中間配当金には、利息をつけないものとする。

(附則)

現行定款第 14 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第 14 条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。

- ② 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 14 条はなお効力を有する。
- ③ 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。